

事務連絡
令和4年12月15日

各都道府県各種学校主管課
日本インターナショナルスクール協議会 御中
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

「年末年始の感染対策についての考え方」について

先日、12月9日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会において、下記のとおり「年末年始の感染対策についての考え方」が取りまとめられました。

- ・年末年始の感染対策についての考え方（新型コロナウイルス感染症対策分科会）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai21/taisaku.pdf>

これは、新型コロナウイルスの今後の感染拡大に伴い、社会経済活動を維持しながら、医療のひっ迫を招かないようにするための年末年始における感染対策について示したものとなりますので、御参照いただき、各自治体の衛生主管部（局）と連携し、状況に応じて必要な周知等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、12月6日に同様の趣旨で、別紙の「年末年始期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて」のとおり、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から帰省の際の検査に関する周知依頼がありましたので併せてお知らせします。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための参考資料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校主管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課
国際協力企画室 外国人教育政策企画係
Tel：03-5253-4111（内線 3222）
Fax：03-5253-3669
E-mail：kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)
International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

December 15, 2022

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Points regarding Infection Control Measures in the New Year Holidays

On December 9, a session of the Subcommittee on Novel Coronavirus Disease Control was held, and the "Points regarding Infection Control Measures in the New Year Holidays" were compiled as below.

- Points regarding Infection Control Measures in the New Year Holidays (the Subcommittee on Novel Coronavirus Disease Control) *in Japanese

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai21/taisaku.pdf>

This is a list of infection control measures in the new year holidays to avoid overburdening health care system with the spread of the COVID-19 while maintaining social and economic activities. We would like to ask you to refer to it and cooperate with the local health authorities in your area to provide necessary information according to the situation.

In addition, we would like to inform you that the Cabinet Secretariat has requested dissemination of information regarding inspection when returning hometown in the attached document "Calling for those returning hometown at the new year holidays to take the inspection" to the same purpose on December 6.

We are sharing this announcement with you with the hope that it will be utilized as a reference for your consideration of your responses to COVID-19.

To Prefectural miscellaneous category school departments: Please send this notification to the miscellaneous schools for foreign students under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: Please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division,
Minister's Secretariat,

Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Ext: 3222), Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

「年末年始の感染対策についての考え方」(新型コロナウイルス感染症対策分科会)についてお知らせします。

事務連絡
令和4年12月12日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「年末年始の感染対策についての考え方」について

先日、12月9日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会において、下記のとおり「年末年始の感染対策についての考え方」が取りまとめられました。

- ・年末年始の感染対策についての考え方(新型コロナウイルス感染症対策分科会)
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai21/taisaku.pdf>

これは、新型コロナウイルスの今後の感染拡大に伴い、社会経済活動を維持しながら、医療のひっ迫を招かないようにするための年末年始における感染対策について示したものとしますので、御参照いただき、各自治体の衛生主管部(局)と連携し、状況に応じて必要な周知等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、12月6日に同様の趣旨で、別紙の「年末年始期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて」のとおり、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から帰省の際の検査に関する周知依頼がありましたので併せてお知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市(指定都市及び中核市を除く。)区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

事務連絡
令和4年12月6日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

年末年始期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて

今秋以降の感染拡大への対応については、先般11月18日に、新型コロナウイルス感染症対策本部において「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」を決定いたしました。

本決定においては、今秋以降の感染拡大が、今夏のおミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株によるものであれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止措置を講じるとともに、季節性インフルエンザとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することとしています。

本決定を受け、年末年始期間中、特に帰省する場合には、地元で高齢の親族など多くの人との接触があることから、今般、年末年始期間中に帰省する者に対し、次の呼びかけ・周知を行うこととしました。

- ・ 帰省前及び帰省先から戻った際に検査を受けていただくこと
特におミクロン株対応ワクチンを未接種の方は、おミクロン株対応ワクチンを接種していただくとともに、積極的に検査を受けていただくこと
- ・ 年末年始期間中（令和4年12月24日から令和5年1月12日まで。以下同じ。）、上記の呼びかけに応じて行われる検査は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」により、無料で行うことが可能であり、全国1万3千箇所以上の検査拠点において検査を受けられること
- ・ 年末年始期間中、主要な駅（駅周辺を含む。）や空港等で臨時の無料検査拠点を拡充すること

については、貴府省庁におかれては、上記について十分ご了知の上、関係団体へ周知いただくようお願いいたします。